

目的

私たちの快適な生活環境を育む浄化槽。その適切な維持管理や手続き等について、正しく理解していただくために開催しています。

受講対象者

浄化槽の設置を予定している方 受講を希望する方

会場・予約方法

※ 南部合同庁舎については、専用駐車場がございませんので、公共交通機関等をご利用ください。

管轄保健所	開催場所	予約方法	注意事項
北部保健所	北部保健所1階 健康増進室	事前予約不要	※受講者数の制限をしておりますので、 当日は受付順 にご案内させていただきます。 なお、 定員に達しましたら、受講をお断りさせていただきます ので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。 (新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、開催日程又は予約方法等が変更される場合があります。)
中部保健所	中部合同庁舎4階第2～4会議室 (住所:沖縄県沖縄市美原1-6-34)		
南部保健所	南部合同庁舎5階第1～4会議室 (住所:沖縄県那覇市旭町116-37)		
宮古保健所	宮古保健所2階 大会議室		
八重山保健所	八重山保健所2階 大会議室		

時間

受付: 午後 1:30 ～ 2:00 講習: 午後 2:00 ～ 3:00

※ 講習開始時間に遅れた場合、入場出来ません。ご注意ください。

ご準備いただくもの

- ・運転免許証、健康保険証など受講者の本人確認ができる書類
- ・健康状態申告書
- ・マスク
- ・浄化槽の「設置場所の住所」を記入頂きますので、必要に応じてメモや筆記用具等ご用意ください。

定員数・日程

管轄保健所	定員数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
北部保健所	35 名	5 (火)	10 (火)	7 (火)	5 (火)	2 (火)	6 (火)	4 (火)	1 (火)	6 (火)	10 (火)	7 (火)	7 (火)
中部保健所	50 名	19 (火)	※仮日程 24(火)	会場の都合により、日程等が決まり次第 沖縄県環境整備課ホームページに掲載します。									
南部保健所	50 名	12 (火)											
宮古保健所	20 名	21 (木)	19 (木)	16 (木)	21 (木)	18 (木)	15 (木)	20 (木)	17 (木)	15 (木)	19 (木)	16 (木)	16 (木)
八重山保健所	20 名	26 (火)	31 (火)	28 (火)	26 (火)	23 (火)	27 (火)	25 (火)	22 (火)	27 (火)	31 (火)	28 (火)	28 (火)

- 浄化槽の設置場所に関わらず、どの会場でも受講可能です。
- 那覇市内に設置される場合は那覇市主催の講習会も受講できます。
(毎月第3木曜日開催、前日までの予約制、詳しくは那覇市環境保全課へお問い合わせください。)
- 会場の駐車スペースには限りがあるため、ご来場の際はなるべく公共交通機関をご利用ください。
- 受講された方には当日「講習会受講済証」を交付します。
- 浄化槽設置届出書・計画書には「講習会受講済証」の添付が義務付けられています。
- 台風等により業務停止になった場合は、中止としますので別日に受講ください。
※業務停止及び再開については沖縄県ホームページでご確認ください。



受講者へのお願い

1.次の項目に該当する方は受講をお断りさせていただきます。

- ① 発熱、風邪症状(せき、のどの痛み、鼻水など)、頭痛、倦怠感のある方
- ② 過去14日間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方
- ③ 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方

2.マスクの着用及び「健康状態申告書」の提出

受講日の当日は来所前に「健康状態申告書(別添)」を記入し、当日会場にて提出してください。
またマスクを着用しご入場下さい。

3.高齢者や基礎疾患をお持ちの方へ

講習会場では感染防止対策を講じておりますが、万が一に備え、高齢者の方や基礎疾患がある方は
当面の間受講を控えるようお願いいたします。

4.講習会を受講された方へ

万が一、講習会受講者から感染者が出た場合は、保健所の聞き取り調査への協力をお願いします。
また、濃厚接触者と判断された場合、接触してから7日間を目安に自宅待機を要請されることになります。

以上、よろしくお願い致します。

【お問い合わせ先】

北部保健所 TEL0980-52-2636

中部保健所 TEL098-989-6610

南部保健所 TEL098-889-6846

宮古保健所 TEL0980-72-3501

八重山保健所 TEL0980-82-3243

浄化槽設置者講習会について

平成21年7月31日から、「沖縄県浄化槽取扱要綱」の改正により浄化槽設置届出書等に『講習会受講済証』の添付が必要となっております。
浄化槽の適切な維持管理等を行うため講習会の受講をお願いします。

【講習会の受講免除について】

以下の場合、講習会受講を免除します。

ただし、②～③については浄化槽設置届出書及び浄化槽設置計画書へ『受講免除届出書』を添付してください。

- ① 国、県、市町村等の公共機関が設置者となる場合
- ② 浄化槽関係資格者（浄化槽設備士、浄化槽管理士、浄化槽検査員、浄化槽清掃技術者）が設置者となる場合（但し、その場合は資格証明書の写しを浄化槽設置届出書等へ添付して下さい。）
- ③ 501人槽以上の浄化槽を設置する場合（浄化槽技術管理者の設置が必要となります。）
- ④ 感染症の流行拡大防止のために講習会が中止となった場合あって、受講に代えて県が示す浄化槽の維持管理等に関する資料による自己学習を行った者

【講習会の受講猶予について】

以下の場合、講習会受講が猶予となります。

ただし、その場合は浄化槽設置届出書等へ『受講猶予届出書』を添付し、浄化槽を使用開始するまでに講習会を受講した後、受講済証を添付して使用開始報告書を提出する必要があります。

- ① 建売、賃貸物件で、設置時に浄化槽管理者（使用者）が決定していない場合
- ② 設置予定者が県外在住のため、届出書等提出前に受講ができないと判断される場合
- ③ 届出書等提出前に病気などの理由のため、自ら受講することが出来ず、かつ代理人による受講も困難な場合
- ④ 離島航路の事情により届出書等提出前に受講が困難であると認められる場合
- ⑤ その他、特段の事情により届出書等提出前に受講が困難であると認められる場合

【受講対象者について】

本講習会は浄化槽設置者を受講対象者としておりますが、同居成人に限り代理人の受講を認めています。
ただし、浄化槽設置者が一人住まいで、かつ、病気などの理由のため、自ら受講することができないと判断される場合は、親戚等の受講を認めます。詳しくは保健所へご相談ください。

【お問い合わせ先】

北部保健所 TEL0980-52-2636

中部保健所 TEL098-989-6610

南部保健所 TEL098-889-6846

宮古保健所 TEL0980-72-3501

八重山保健所 TEL0980-82-3243